

自立支援医療費(精神通院医療)の手続きが変わります

平成22年4月1日以降に有効期間が始まる自立支援医療(精神通院医療)の継続(再認定)に係る申請から、同申請書に添付する意見書の提出が2年に1度(隔年)となります。

ただし、医療機関で必要と判断した場合は意見書の添付が必要です。

継続(再認定)のための申請書の提出は、2年に1度ではなく、今までどおり毎年必要です。

○精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方へ
精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療

療費(精神通院医療)を同時に申請する場合、手帳用の診断書を提出することにより、意見書の添付が不要となります。

なお、自立支援医療費(精神通院医療)と精神障害者保健福祉手帳の更新時期が異なっても、自立支援医療費(精神通院医療)の有効期間を短縮して、同時に申請できる場合があります。

▼問い合わせ 福祉課障害福祉担当(内線2605・2606)

行田市地域福祉計画についての意見を募集します

市では、日常生活上の不安の解消や課題の解決を図り、住みよい支えあいの地域社会を作るため、地域福祉計画の策定

に取り組んでいます。

地域福祉計画は、市民の皆さんの声を聴くプロセスを重視し、生活課題全般を対象としています。また、地域の実情に応じた取り組みのきっかけとなる計画です。

▼募集期間 1月15日(金)～2月15日(月)

▼募集内容閲覧場所 市ホームページ、市政情報コーナー、福祉課

▼意見を提出できる方 市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所などを有する法人・団体

▼意見の提出方法 住所、氏名(法人や団体の場合はその名称と代表者名)、電話番号、意見・提言を明記(様式自由)のうえ、持参または郵送してください。

20歳から60歳までの方へ 国民年金にご加入ください

現在の年金制度は、国民すべてが各公的年金制度に加入することになっています。厚生年金保険などに加入していない方は、国民年金に加入し、保険料を納めなくてはなりません。

就職や退職、結婚や離婚などをしたときは、その都度届け出が必要です。届け出は忘れないようにしましょう。また、国民年金保険料を納められないときはそのままにせず、まずはご相談ください。

年金額は物価の変動を反映

現在の貨幣価値は、これからの長い将来変わらないとは言いきれません。物価の上昇によって今の貨幣価値は目減りする可能性もあります。公的年金は、物価の変動に合わせて年金額が決定されますので、生涯安心です。

障害基礎年金・遺族基礎年金

保障は老後だけではなくありません。加入中に事故や病気で障害が残った場合は障害基礎年金が支給され、死亡した場合は、その遺族に遺族基礎年金が支給される制度もあります。

保険料の納付方法

納付書での納付、口座振替、インターネットでの納付、クレジットカードでの納付などがあります。前もって保険料を納める前納制度をご利用いただくと保険料が割引されます。

社会保険事務所は「年金事務所」に名称変更されました

社会保険庁が廃止され、1月1日から新たに「日本年金機構」がスタートし、社会保険事務所は「年金事務所」と名称が変わりました。年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。

▼問い合わせ 保険年金課国民年金担当(内線270・275)または熊谷年金事務所☎522-5158

さい。(〒361-8601 行田市本丸2-5 福祉課社会福祉担当) 267)

高額医療・高額介護合算療養費の申請書の郵送を延期します

市報ぎょうだ12月号6ページの記事「高額医療・高額介護合算療養費が支給されます」の中で、「国民健康保険加入世帯で、該当する世帯には、平成22年1月上旬に申請書を郵送します」とお知らせしましたが、関係機関の対応が整わなかったため延期させていただくことになりました。なお、今後の予定は、決まり次第、市報ぎょうだなどでお知らせします。

▼問い合わせ 保険年金課国保担当(内線273)

特殊寝台の新規貸し出しを中止します

行田市社会福祉協議会の特殊寝台は、安全が保てないため、4月1日以降に新規での利用を希望されても、貸し出しができなくなりました。

なお、3月31日以前から、特殊寝台を利用している場合は、6月1日ごとの更新手続きをし、貸し出しの時から1年6カ月まで利用することができます。

▼問い合わせ 行田市社会福祉協議会☎557-5400